

して個人に分譲し、墓を建てさせるというものであった。

本土における墓地行政をみると、墓地及埋葬取締規則（一八八四）以来、衛生管理、治安維持の必要から、墓地経営は許可制をとった。第二次世界大戦後、墓地新設制限が緩和されたが、民営による墓地の新規墓地開発が相次ぎ、墓地の性質である非営利性と永続性が危ぶまれるようなトラブルが発生したことから、墓地造成へ歯止め、取締りが行われるようになった。

一九六八年の厚生省通達「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」において、永続性と非営利性を確保するため、墓地等の経営は原則として市町村等の地方公共団体に限り、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等とすることとされた。さらに厚生省「これから墓地等の在り方を考える懇談会」報告書（二〇〇〇）では、都市化による墓地需要の増加、承継者のいない墓地の増加、事業型墓地の経営の安定化（名義貸し対策）、散骨運動への対応等が論じられ、墓地行政の目的として「墓地の安定供給」、「墓地使用者の保護」、「墓地経営の安定化」が強調されている。

地方分権改革推進法により二〇〇九年から墓地の認可などの事務が沖縄県から各市町村に移譲されることとなり、一二年四月にはすべての市町村で委譲が完了した。それに伴って各市町村に墓地行政の基本的な方向を示す「市町村墓地基本計画」を策定することとなつたが、多くの市町村の墓地基本計画では、「個人墓禁止区域」や「墓禁止区域」が設けられた。本土復帰により墓地、埋葬等に関する法律が適用されるようになると、墓地、埋葬等に関する法律施行細則がされた。法人管理の墓地

については、その構造設備、設置場所についての基準が定められたが、個人墓地にその規定を適用しないとされたため、個人墓地の乱立等の問題が生じていた。市町村への行政権限の委譲に際して墓地規制が強化され、本土と近い法運用がなされるようになつたということができる。

パネルの主旨とまとめ

石井 研士

その時代の宗教団体のあり方、ひいてはその時代の日本人の宗教性は、宗教をめぐる法制度によって大きな制約を受けてきた。

戦後、宗教団体をめぐる法制度は大きく変化した。ポツダム宣言受諾による終戦と、その後の連合国占領軍による統治下、総司令部（GHQ／SCAP）によって発せられた、いわゆる人権指令によつて宗教団体法は廃止され、神道指令によつて、「信教の自由」の十全な施行と共に、神社に対する特別の保護の停止、神道施設の公的機関からの撤去、国家と神道との完全な分離が命じられた。昭和二十一年十二月宗教団体法に代わつて勅令により宗教法人令が公布されたが、大幅に簡素化され自由化された宗教法人令は、多くの問題を生むこととなり、昭和二十六年に宗教法人法へと代わつた。

今回のパネルでは、とくに沖縄の本土復帰をめぐる宗教団体と宗教法の葛藤の問題を扱つた。まず石井研士が、戦後から沖縄が復帰したまでの法制度の変化と宗教行政が抱えていた諸問題について概略した。

パネル

中野毅は、占領下の沖縄では、軍政府布告第一号（通称、二ミツツ布告）により、沖縄に適用されていた法令等がそのまま維持されることになり、その結果宗教団体法が本土復帰まで生き残つていたことを指摘した。沖縄では、宗教団体法のもとでは神社は宗教法人になることができず、氏子たちによる奉賛会等が社団法人となっていた、宗教法人の数が少ない、新宗教系の宗教団体が複数「宗教法人」となっていた、という特徴が見られた。

大澤は、琉球政府立法院議会において勧告された宗教法人法の立法と宗教法人法参考案について考察した。第四十回定例議会において行政主席の屋良朝苗は宗教法人法の立法勧告を行い、本土の宗教法人法とほぼ同じ内容の法案が提出され、審査されたが、最終的に審査未了で廃案となつた。その後文教局では宗教法人の切換措置について日本国政府との間で連絡調整を進めた。日本国政府は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律において、「沖縄の宗教団体法〔略〕に基づく法人である宗教団体〔略〕は、それぞれ、宗教法人法〔略〕に基づく宗教法人となる」と規定し公布した。大澤は、琉球政府文教局において宗教法人法の立法が成立しなかつたのは、信教の自由に基づく同法の趣旨が立法院では理解されていなかつたからではないかと指摘した。

村上は、沖縄における埋葬制度と葬祭が、本土への復帰によつてどのように変化したかという問題を扱つた。沖縄には洗骨習俗や亀甲墓など独特の墓慣習が存在し、墓地に関する法律の運用も本土とは異なつたものであつた。沖縄における墓地経営

の主体は、市町村、財団法人や宗教法人、門中やムラ、個人であり、経営認可件数の大部分は個人経営の墓地である。占領下において、市町村による公営墓地の整備を基本として促進するとともに、個人墓地を公益法人や宗教法人が管理する墓地に集約してゆくことが目指された。本土復帰以降、葬祭業者による葬儀補助や仏教式葬儀が、都市部を中心に行われるようになり、寺院内の墓地、納骨堂が増加した。墓地、埋葬等に関する法律が適用され、墓地、埋葬等に関する法律施行細則が設けられた。市町村への行政権限の委譲に際して墓地規制が強化され、本土と近い法運用がなされるようになつたと指摘している。

今回のパネルは、問題関心の所在と具体的な事例としての沖縄返還に伴う宗教団体の法的地位の変化に焦点を当てた。往々にして、制度の変更や新たな成立を主導しているのは宗教団体ではなく行政である。行政は、宗教団体の意向や当時の社会的状況を勘案しながら立法作業にまで参加する。日本の宗教団体のあり方を考察する際の重大な問題である。